教保第１８２３号

令和４年７月２５日

府立学校　校長・准校長　様

保健体育課長

濃厚接触者の待機期間の見直し等について（通知）

標記について、厚生労働省事務連絡（令和４年７月22日一部改正）を受け、別添写しのとおり、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から事務連絡がありました。

ついては、濃厚接触者に係る自宅待機期間の見直し等について、貴校教職員に周知するとともに、児童生徒等の出席停止について適切に対応ください。

また、濃厚接触者の自宅待機期間に係る対応は、7月22日以降の適用となりますが、7月21日以前に特定された濃厚接触者についても、本対応に置き換えて対応ください。

なお、令和４年４月５日付け教保第1103号「府立学校における今後の教育活動等について（通知）」における、別紙「７ 児童生徒等又は教職員に感染者が確認された場合の対応について　（2）中学校及び高等学校について　① 基本的な感染対策を行わずに感染者と感染可能期間中に飲食を共にした者等への対応について」に該当する者は、引き続き、濃厚接触者として取り扱いませんが、この出席停止期間については、この度改正された濃厚接触者の自宅待機期間への対応に準じることといたします。

「府立学校における今後の教育活動等について」の改正については、改めてご連絡いたします。

新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しているため、必要に応じて変更が生じる場合があります。引き続き状況の変化及び提供できる情報が入り次第お知らせします。

【濃厚接触者の待機期間の見直しについて】

・待機期間について

特定された濃厚接触者の待機期間は、最終曝露日（感染者との最終接触等）から５日間（６日目解除）とする。

・待機期間の解除（短縮）について

２日目及び３日目の抗原定性検査キット（※１）を用いた検査で陰性を確認した場合は、３日目（※２）から解除を可能とする。

※１ 抗原定性検査キットは薬事承認されたものとする。

※２ 待機期間３日目の登校前に２回目の陰性が確認されれば、３日目に登校可とする。

【「府立学校における今後の教育活動等について」別紙「７（2）①」にかかる出席停止期間について】

濃厚接触者の待機期間に準じた対応とする。

【連絡先】　保健体育課　保健・給食グループ

大更（おおふけ）

TEL：06-6944-9365　FAX：06-6941-4815